



5半総第 538-1 号

令和 5 年 9 月 26 日

関 係 部 課 等 長 殿

半 田 市 指 名 審 査 会 会 長

副市長 山 本 卓 美

指 名 停 止 決 定 通 知 書

このことについて、下記のとおり指名停止することに決定したので通知します。

記

1 指名停止業者

整理番号 3-10083 西武造園（株）西日本統括支店

2 指名停止期間

令和 5 年 9 月 2 7 日から令和 5 年 1 2 月 2 6 日まで 3 か月間

3 指名停止理由

対象業者が、建設業法第 15 条第 2 項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。また、建設業法第 26 条第 2 項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を監理技術者として工事現場に配置していた。これらのことが、建設業法第 28 条第 1 項本文及び同項第 2 号に該当するとして、令和 5 年 7 月 21 日、国土交通省関東地方整備局から同法第 28 条第 3 項に基づく営業の停止命令を受けたことによる。

（問い合わせ先 半田市総務部総務課 契約検査担当 電話 0569-21-3111 内線 250）